

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成13年2月6日

株式会社なみはや銀行

## I. はじめに

当行は、平成11年8月7日、預金等の払戻しを停止するおそれがあると判断し、「金融機能再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」と言う）」第68条第1項に基づき、金融再生委員会にその旨の申し出を行い、同日、同法第8条第1項に基づき、同委員会より金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けました。

金融再生法第13条では、金融整理管財人は就職後遅滞なく、当行がかかる事態に立ち至った経緯等について調査し、金融再生委員会に報告しなければならないと定めております。調査作業については、金融整理管財人のもと直ちに開始し、平成11年11月に報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、金融再生法第18条に基づき行った、当行の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

## Ⅱ. 旧経営陣に対する責任追及に関する措置について

### 1. はじめに

なみはや銀行の金融整理管財人は、当行の旧経営陣すなわち取締役、監査役及びこれらの経験者に対する責任追及を行うことが職務とされていることから（金融再生法第18条）、就任後直ちに預金保険機構から派遣された実務精通者を中心に内部調査事務局を設置し、精力的に調査を行いました。

この内部調査事務局の調査結果を踏まえ又、民事責任追求については訴訟代理人である弁護士4名の補助を受け、慎重に検討を重ねました。

一方、平成11年11月の報告のとおり、当行破綻の主な原因である過去の経営責任の明確化のため以下に述べる対象者に対して、支給済役員退職慰労金の自主的返還を要請いたしました。

当行の行った責任追及に必要な措置は以下のとおりです。

### 2. 民事責任追及について

#### (1) 旧福德銀行関係（事件番号平成12年（ワ）第8342号）

金融整理管財人は、内部調査事務局及び弁護士の報告を受け検討し、平成12年8月4日松本光弘元頭取（当時58才）及び吉川泰一郎元副頭取（当時69才）両名の旧経営陣に対し、以下の2件の案件につき、総額8億886万円の損害賠償請求訴訟を大阪地方裁判所に提起しました。

#### ア. 松寿庵案件

関連会社の建物を銀行が転借したが、実際は頭取が私的に利用し、かつ賃料を最終的に頭取長男が取得するように計画された案件

損害額 1586万円

訴額 1586万円

提訴対象者 松本元頭取、吉川元副頭取

#### イ. 京都厚生会案件

関連会社が破綻し、債務者が巨額の保証債務を負うことにより回収不能となる可能性が高いにも拘わらず、その関連会社の金利支払いのための支払資金を融資した案件

損害額 7億9300万円

訴額 7億9300万円  
提訴対象者 松本元頭取、吉川元副頭取

- (2) 旧なにわ銀行関係（事件番号平成12年（ワ）第8384号）  
旧福德銀行関係事件と同様に平成12年8月4日藤長元頭取（当時71才）及び高橋章元専務（当時70才）両名の旧経営陣に対し以下3件の融資案件につき総額4億4247万円のうち2億円について損害賠償請求訴訟を大阪地方裁判所に提起しました。  
3件の融資案件はいずれも財務状況が悪化した債務者に追加融資を実行した案件です。

ア. 明大住宅事件

損害額 2億2407万円

イ. 米谷照男案件

損害額 1億円

ウ. 大真案件

損害額 1億1839万円

訴額 ア～ウ合算で2億円（総額 4億4247万円の  
一部請求）

提訴対象者 藤長元頭取、高橋元専務

- (3) 上記案件のうち旧福德銀行の松寿庵案件は旧経営陣の不法行為及び忠実義務違反であり、その他についてはいずれも融資先企業の返済能力、保全面等で問題があり、関与した旧経営陣の注意義務を欠いた杜撰な融資であり、商法第266条第1項第5号による損害賠償責任は免れないものと判断し、提訴に及んだものです。

なお、いずれも現在大阪地方裁判所で審理中であり、営業譲渡時に損害賠償請求権を整理回収機構に譲渡し、その後同機構が承継する予定です。

(4) 保全処分

金融整理管財人は、内部調査事務局が行った被告らの資産調査に基づき、前記損害賠償請求権を保全するため、被告である松本元頭取他3

名がそれぞれ所有する預金、有価証券等に仮差押命令の申立を行い平成12年8月1日に大阪地方裁判所から仮差押決定を得ております。

3. 役員退職慰労金の自主返還の要請について

当行破綻の主な原因である過去の経営責任の明確化のため、平成元年以降に退任した旧福德、旧なにわ両行の代表取締役経験者（5名）に対し、役員退職慰労金の自主返還を要請致しました。

対象者に対し、金融整理管財人が個別面談等を行い、自主返還を要請した結果、うち3名から一部退職金の返還を受けました。

4. 刑事責任追及について

金融整理管財人が派遣される前、平成11年6月大阪地検特捜部の捜査を受け、特別背任容疑で当行役職員8名が逮捕され、内旧福德銀行の大池元頭取及び東元専務が起訴されており、現在大阪地方裁判所で公判中です。

なお、その後の内部調査事務局による調査において、更なる刑事告発には及んでおりません。

以上